

留守宅の放置予防啓発事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険制度に基づく介護支援専門員(ケアマネジャー)と連携し、留守宅の放置予防について啓発を行うことで、空き家及び空き地発生の未然防止、適正管理、流通・活用等の総合的な対策を推進し、快適に暮らせる安全で安心な居住環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 留守宅 空き家の状態をいう。
- (2) 空き家 居住世帯のない住宅やその敷地(立木その他土地に定着するものを含む)をいう。
- (3) 空き地 居住世帯のない住宅除却後の敷地(立木その他土地に定着するものを含む)をいう。
- (4) 協定を締結した団体 市長と留守宅の放置予防事業に関する協定を締結した団体をいう。
- (5) 空き家総合相談 市長が行っている、空き家及び空き地発生 of 未然防止、適正管理・流通・活用等に関する相談をいう。
- (6) 啓発パンフ 市長が作成した空き家対策に関する啓発パンフレットをいう。

(留守宅の放置予防を連携して行う者)

第3条 留守宅の放置予防を連携して行う者は、市長と協定を締結した団体に所属するケアマネジャー(以下「ケアマネジャー」という)とする。

- 2 前項に規定するケアマネジャーのうち、社会的非難を受ける行為を行うなど、留守宅の放置予防を連携して行う者としてふさわしくないと認められる場合は、除外するものとする。

(留守宅の放置予防について啓発を行う対象となる者)

第4条 留守宅の放置予防について啓発の対象となる者(以下「放置予防の啓発対象者」という)は、次に掲げる各号を全て満たす者又はその親族とする。

- (1) 住宅を所有している者(共同住宅を含む)
- (2) 単身で居住している者
- (3) 介護施設等への入所や入院が決定した者若しくはそれらを検討している者

(4) 留守宅となった後の管理方法が定まっていない者。

(留守宅の放置予防を行う時期)

第5条 ケアマネジャーは、次に掲げる時期に放置予防の取組みを行う。

- (1) アセスメント・ケアプラン（居宅介護支援）を作成する時期
- (2) 放置予防の啓発対象者が介護施設等への入所や長期の入院を決めた時期
- (3) 放置予防の啓発対象者又はその親族から留守宅に関する相談を受けた時期
- (4) その他ケアマネジャーが必要と判断した時期

(放置予防の取組み内容)

第6条 ケアマネジャーの放置予防の取組み内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する時期に行う取組み内容は、放置予防の啓発対象者へ啓発パンフを周知することとする。
- (2) 前条第1項第2号から4号までのいずれかに該当する時期に行う取組み内容は、放置予防の啓発対象者及びその親族に対して、『留守宅連携パスへの同意書（以下「同意書」という）』についての説明を行うこととする。
- (3) 放置予防の啓発対象者が同意書への代筆を希望する場合、ケアマネジャーは、様式第1号の所定の欄に放置予防の啓発対象者の氏名と代筆者の氏名を併せて記載することとする。

(同意書の提出等)

第7条 前条第1項第2号に規定する同意書の提出については、原則として郵送とする。

- 2 同意書は、様式第1号を使用する。
- 3 同意書の郵送に必要な封筒等は、市長が協定を締結した団体へ提供する。

(同意書を受け取った後の対応)

第8条 市長は、同意書を受け取った際は、放置予防の啓発対象者及びその親族へ啓発パンフを提供するとともに、空き家総合相談の周知を行う。

(同意書の管理)

第9条 市長は、同意書について適切な管理を行うこととする。

(連絡会又は研修会の開催)

第10条 本事業の促進にあたり、市長は、必要に応じて連絡会又は研修会を開催する。

(個人情報の取扱い)

第11条 本事業における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律に則り、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、自己の利益や不当な目的のために取得し収集し、作成し、又は利用しないこと。
- (2) 個人情報を紛失すること等のないよう適正に管理すること。

(その他)

第12条 市長は、この要綱に定めのない事項に疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市再生推進部長が別に定める。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

(施行日)

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。